

さいたま市入札制度の適用基準について

1 趣旨

工事請負契約の入札制度の適正化については、これまでも競争性・透明性確保のために多様な入札方法を実施してきたところではありますが、さらに、談合防止も含めた観点から、公平性・公正性をより一層高めるために、新たな適用基準を定め、今後の入札制度の改善を図るものである。

2 入札方法の適用基準

(1) 制限付き一般競争入札

競争入札の中でも、より競争性が高く透明性が確保しやすい制限付き一般競争入札を実施する。対象工事については、一定規模以上の工事の中から難易度等を総合的に勘案して決定する。

(2) 公募型指名競争入札

指名競争入札における技術的適性又は入札意欲等を指名に反映させるため、公募型指名競争入札を実施する。対象工事については、技術的難易度が高い工事の中から決定する。

(3) 建設工事参加意向確認型指名競争入札

指名競争入札において、入札参加者の参加意欲を尊重するとともに、幅広い業者にその意向を確認し受注意欲の高い業者を指名する建設工事参加意向確認型指名競争入札を試行する。対象工事については、技術的難易度が比較的軽易な工事の中から決定する。

3 入札方式の適用基準

工事の規模及び内容に応じて、セレクトテンダー方式、混合入札方式、プラス指名方式を取り入れる。

4 対象工事の選定等

制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札及び建設工事参加意向確認型指名競争入札の対象工事の選定及び発注形態並びに入札参加資格の審査・決定、入札方式については、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会において決定する。

5 適用時期

平成13年5月1日から施行する。